

建設国保の保険料

保険料は毎月キチンと納めましょう

建設国保の財政は、国の補助金と保険料の2本柱で、約半分はみなさんが納めた保険料でまかなわれています。

保険料は毎月、定められた日までに決められた方法で、組合費などと併せて所属労働組合に納めてください。



保険料はこうして決まる

- 保険料は、組合員の区分と家族の人数で決まります。
第3種と第6種は雇用証明書などの提出で認定されます。
- 健康保険料（医療給付分と後期高齢者支援金分）と介護保険料の合計が月額保険料です。

組合員と家族の区分とその保険料月額(平成28年4月～29年3月)

区 分		医療分		介護分 (2号に限る)
			後期高齢者 支援分(再掲)	
組合員	第1種	満25歳未満の組合員	5,300円	(2,000円) 3,500円
	第2種	満25歳～満30歳未満の組合員	9,300円	
	第3種	建設労働者・職人及び一人親方のうち 労災特別加入者	15,100円	
	第4種	親方・事業主及び一人親方	17,000円	
	特別第4種	法人事業主（年齢を問わず優先）	25,300円	
	第5種	満70歳以上の組合員	13,500円	
	第6種	第3種に該当する女子組合員	12,800円	
家族	同一世帯内で	4人まで（1人につき）	3,800円	(1,500円) 1,500円
		5人以上は1人につき	1,800円	
	特別保険料	学生・障がい者などを除く 満20歳～59歳の男子家族	10,000円	

建設国保の保険料

後期高齢者支援金分の保険料

後期高齢者の医療費を医療保険者に加入しているすべての人が支援するため、医療分保険料に後期高齢者支援金を含めて納付することが、法律で決められています。

介護保険分の保険料(介護保険制度は市町が運営します)

40歳から64歳まで	建設国保の健康保険料と一括して納めます
65歳以上	それぞれの居住地の市町に納めます

保険料の変更について

①組合員区分の変更

変更内容	変更時期
法人事業主以外の方が 満25歳になったとき 満70歳になったとき	自動的に翌月から変更 (ただし、70歳になった人の誕生日が1日生まれ) の場合は法律によりその月から変更
第2種組合員が満30歳になったとき	誕生日の翌月から 第4種または第3種・第6種(雇用証明書等が 提出されたとき)に変更
建設職人・一人親方労災特別加入者(第3種) ⇕ 事業主・一人親方等(第4種又は特別第4種) 個人事業主 ⇔ 法人事業主	毎月25日までに国保組合に証明書等を提出の 場合、翌月から変更される

②家族の増減

- 増減のあった月の保険料から変更されます。
- 社会保険などに加入したり、転出等で喪失届出が加入月もしくは転出月を含めて3ヵ月を超えた場合は、1ヵ月につき保険料相当額の過怠金を徴収することがあります。(5、7頁参照)

③介護保険の増減

- 40歳または65歳になったとき、介護保険料が増減されます。
(40歳と65歳になる人に「介護保険料について」のお知らせはがきを該当する2ヵ月前に郵送しています)